○国土交通省告示第三百七十四号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第七条第七項の規定に基づき、平成十八年国土交通省告示第四百六十六号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

「附則第七条第六項」を「附則第七条第七項」に、「附則第十二条第二十五項」を「附則第十二条第二十四項」に改める。

別表を次のように改める。

別表

地方税法施行規則附則第７条第７項の規定に基づく証明申請書

申　請　者　住　所
電　話
氏　名　　印

住宅の所在地
上記住宅に係る耐震改修が完了した日
年　月　日

上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第７条第７項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成　年　月　日

証明を行った地方公共団体の長				印
証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称			印
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号		
		指定をした者（指定確認検査機関の場合）		
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合	登録番号		
		登録を受けた地方整備局等名		
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名			
	住所			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合	合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号		

（用紙　日本工業規格　Ａ４）

備考

1　「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の21第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に同法第10条第２項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。

2　「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第２条第２項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。

附　則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十五号

租税特別措置法施行令（昭和二十二年政令第四十三号）第二十六条第二十一項第三号の規定に基づき、平成五年建設省告示第千九百三十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

「第二十六条第十九項第三号」を「第二十六条第二十一項第三号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十六号

租税特別措置法施行令（昭和二十二年政令第四十三号）第二十六条第二十一項第四号の規定に基づき、平成十四年国土交通省告示第三百七十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　　国土交通大臣　前原　誠司

「第二十六条第十九項第四号」を「第二十六条第二十一項第四号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

第明治三十五種郵便物認可　平成22年3月31日　水曜日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目四番一号　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、九五六円（本体一、八一〇円）　本号一部一、〇四四円（本体九七〇円）　（配送料別）